福岡県公報

平成24年12月18日 第 3 4 5 5 号

自 次 告 示 (第2091号 - 第2101号)

 ○土地改良区の定款の変更の認可
 (農村森林整備課)
 1

 ○開発行為に関する工事の完了
 (都市計画課)
 1

 ○開発行為に関する工事の完了
 (都市計画課)
 2

 ○開発行為に関する工事の完了
 (都市計画課)
 2

 ○青少年に有害な図書類の指定
 (青少年課)
 2

 ○土砂災害警戒区域の指定の解除
 (砂 防 課)
 2

 ○土砂災害特別警戒区域の指定の解除
 (砂 防 課)
 2

 ○土砂災害警戒区域の指定の解除
 (砂 防 課) ……2

 ○土砂災害特別警戒区域の指定
 (砂 防 課) ……2

 ○土砂災害警戒区域の指定
 (砂 防 課) ……3

 ○土砂災害特別警戒区域の指定
 (砂 防 課) ……3

 ○道路の区域の変更
 (道路維持課) ……3

 ○道路の区域の変更
 (道路維持課) ……3

公 告

○落札者等の公示 (総務事務センター) …………4

○総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) ······ 4

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表

(廃棄物対策課) ………4

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表

(廃棄物対策課) ·····5 (警察本部会計課) ······5

○落札者等の公示

公安委員会

○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活保安課) …………6

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集

(警察本部生活保安課) ………6

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催

(警察本部生活保安課) ………7

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催

(警察本部生活保安課) ………7

労働委員会

○福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者

(労働委員会事務局調整課) ………8

告 示

福岡県告示第2091号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年12月18日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
三橋南部土地改良区	平成24年12月6日

福岡県告示第2092号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成24年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字長者原字大道端293番13、295番2、295番8から295番12まで、316番2、316番5及び316番6

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区松崎二丁目5番8号

株式会社 福遼建設

期発行日 毎週火金曜日 8行]〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7 F成]〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1

(電話 092-(電話 092-

総務部行政経営企画課印 刷 株 式 会 社

福岡県久 野

代表取締役 福留 真治

福岡県告示第2093号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成24年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町甲仲原一丁目1165番1、1165番4、1165番5、1166番1及び1166番4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町甲仲原二丁目24番6号

株式会社 ゆうあんどあい

代表取締役 小西 義浩

福岡県告示第2094号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成24年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市西泉三丁目1762番 1 から1762番 5 まで、1763番 3 から1763番11まで、1763番 15から1763番19まで、1764番 2 の一部及び1765番 2 並びにこれらの区域内の水路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

行橋市門桶町11番17号

株式会社 ニッコウグリーン

代表取締役 野田 雅巳

福岡県告示第2095号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成24年12月18日

福岡県知事 小川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代1月号	雑誌15277 - 01	株式会社メディア ボーイ	青少年の残虐性を 著しく助長し、又を は新り
図書	2	実話ドキュメント 1月号	雑誌05267 - 1	株式会社竹書房	誘発し、若しくは 助長し、その健全 な育成を阻害する おそれがある。

福岡県告示第2096号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成23年3月福岡県告示第453号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成24年12月18日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
一丁五反	嘉麻市千手(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第2097号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成23年3月福岡県告示第454号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において

準用する同条第4項の規定により公示する。

平成24年12月18日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建 築物に作用すると 想定される衝撃に 関する事項
一丁五反	嘉麻市千手(別紙図面1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第2098号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年12月18日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
一丁五反	嘉麻市千手(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第2099号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年12月18日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建 築物に作用すると 想定される衝撃に 関する事項	
一丁五反	嘉麻市千手(別紙図面1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり	

備考 別紙図面は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第2100号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成24年12月18日

福岡県知事 小川 洋

県事	土整備 務所名	道路の種 類	路線名		更 別	間	幅 員(メートル)	延 長 (メートル)
<u>*</u>	-1-	旧光	福岡線	前	から	6田 2033 番 2 先 6田 2033 番 4 先	16.2 ~ 40.5	30.0
直	方	県道	直方線	後	から	6日 2033 番 2 先 6日 2033 番 4 先	18.0 ~ 40.5	30.0

福岡県告示第2101号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成24年12月18日

福岡県知事 小 川 洋

県土整事務所		道路の種 類	j	路線名	変前	後	更別	X	間	幅 員(メートル)	延 長 (メートル)
福	岡	旧光	内	. 位		前		粕屋郡篠栗 3355番4先z 糟屋郡篠栗 3465番先まで	から 町大字内住	8.9 ~ 18.9	73.3
打曲	μ	県道	篠	栗		後		粕屋郡篠栗 3355番4先z 粕屋郡篠栗 3465番先まで	から 町大字内住	12.7 ~ 34.1	73.3

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品の名称及び数量 ヨウ素ダストモニタ (備34) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 福岡県総務部総務事務センター
- (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日 平成24年11月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名 明昌機工株式会社
- (2) 住所 兵庫県丹波市氷上町沼148

- 5 落札金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)
 - 14.301.000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 入札公告日

平成24年11月9日

公告

総合特別区域法(平成23年法律第81号)第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指 定をしたので、総合特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第39号)第17条第10項の規 定により次のように公示する。

平成24年12月18日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
電気化学工業株式 会社	東京都中央区日本橋室 町二丁目1番1号	平成 24 年 12 月 18 日	平成 26 年 3 月 31 日 まで

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第34号)附 則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の廃棄 物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下「旧法」という。)第 14条の3の2の規定及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法|という。)第 14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理 の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第19条第2項の規定により次のとお り公表する。

平成24年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分を受けた事業者
- (1) 名称

汨

有限会社光和建設

(2) 所在地

福岡県築上郡築上町大字安武1015番地の8

(3) 代表者

代表取締役 元島 義和

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成24年12月4日

- 4 処分の理由
- (1) 法人の発行済株式総数の100分の90を保有する株主が、旧法第14条第5項第2号 イに規定する旧法第7条第5項第4号ハに該当する者に該当したことにより、事業 者が旧法第14条第5項第2号ニに該当するに至り旧法第14条の3の2第1項第1号 に該当するため
- (2) 法人の発行済株式総数の100分の90を保有する株主が、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至り法第14条の3の2第1項第4号に該当するため

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処 理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第19条第2項の規定により次のと おり公表する。

平成24年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分を受けた事業者
- (1) 名称

株式会社北洋興業

(2) 所在地

福岡県中間市中間四丁目12番1号

(3) 代表者

代表取締役 竹内 東洋一

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成24年12月4日

4 処分の理由

事業者の役員が、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至り法第14条の3の2第1項第4号に該当するため

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称
 - 交通事故管理システム用GPS端末機器賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

- 3 落札者を決定した日
 - 平成24年11月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名

富士通リース株式会社九州支店

2

(2) 住所

福岡市博多区東比恵3丁目1番2号

- 5 落札金額(消費税及び地方消費税の額を含む。) 23.240.700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 入札公告日

平成24年10月15日

福岡県公安委員会告示第337号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定に基づく猟 銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり開催するので告示する

平成24年12月18日

福岡県公安委員会

散弹銃技能講習

日	時	場	所	射撃方法	受講可能人員
平成 25 年 2 9:00 ~ 17					
平成 25 年 2 月 9:00 ~ 17		福岡県筑紫!		トラップ射撃	各日 18 名
平成 25 年 2 月 9:00 ~ 17		福岡県立総		「 ノ ノ ノ オリ手	廿 10 石
平成 25 年 2 J 9:00 ~ 17					

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望 者に連絡する。

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

Н	時	場	所	射撃方法	受講可能人員
平成 25 年 2 月 9:00 ~ 17:		福岡県筑紫野 柚須原 223		大口径ライフル射撃	各日 15 名
平成 25 年 2 月 9:00 ~ 17:		福岡県立総合		人口任フィブル州挙	谷口 13 石

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望 者に連絡する。

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2诵に所定の事項を記入し、写真(申込み 前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横 3.5センチメートルのもの) 3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこ
- (2) 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12.300円(福岡県領収証紙)を納付すること
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃 砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参するこ と。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の 練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、 各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第343号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第1項の規定に基づき、福 岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則(案)及び福岡県風俗案内業の規制に関す

公 账

汨

る条例に基づく指示及び事業停止命令の基準(案)について、次のとおり意見を募集する。

平成24年12月18日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

平成24年12月18日から平成25年1月17日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ(http://www.police.pref.fukuoka.ip/)に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第344号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定により告示する。

平成24年12月18日

福岡県公安委員会

- 1 講習会の日時、場所等
- (1) 講習会の日時

平成25年1月25日(金) 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科 目
10:00~15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30~16:30	講習結果に対する考査

16:30~17:00 考査結果の公表

(合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 6,800円(福岡県領収証紙)を納付すること
- (4) 講習会の当日は、筆記用具(ボールペン)、印鑑及び講習通知書並びにテキスト 「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第345号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定により告示する。

平成24年12月18日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場所	開催警察署
平成25年1月18日(金) 13:30~16:30	北九州市小倉南区若園5丁目1番6号 小倉南警察署 会議室	小倉南警察署
平成25年1月18日 (金) 13:30~16:30	大牟田市不知火町3丁目8番地 大牟田警察署 会議室	大牟田警察署
平成25年1月29日 (火) 13:30~16:30	筑紫野市二日市南1丁目9-3 筑紫野市生涯学習センター 学習室5	筑紫野警察署

汨

平成25年1月29日 (火)	田川郡添田町大字添田2143番地の1	田川警察署
13:30~16:30	田川農協添田支所 2階大会議室	田川言祭者

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

労働委員会

公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

平成24年12月18日

福岡県労働委員会会長 野田 進

		氏	名		現 職	備	考
-	Tī.+	一君	麻里子		九州大学大学院法学研究院教授	現公益委	員
1	植	田	正	男	弁護士	同上	
-	大	石	桂	_	九州大学大学院経済学研究院准教授	同上	
ĺ	後	藤		裕	弁護士	同上	

田	中	里	美	弁護士	同上
鶴	田		滋	九州大学大学院法学研究院准教授	同上
野	田		進	九州大学大学院法学研究院教授	同上
岩	永	康	志	九州旅客鉄道労働組合福岡地方本部執行委員長	現労働者委員
上	野	茂	伸	日本労働組合総連合会福岡県連合会副事務局長	同上
佐	田	正	\equiv	西日本鉄道労働組合執行委員長	同上
田	井	孝	\equiv	電機連合福岡地方協議会議長	同上
髙	島	喜	信	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
鍋	島	初	美	福岡県教職員組合特別執行委員	同上
藤	吉	眞		JAM九州・山口執行委員長	同上
生	Щ	武	史	株式会社安川電機人事総務部長	現使用者委員
大	石	昌	彦	株式会社岩田屋三越執行役員総合企画部長	同上
見	城	正	浩	株式会社西鉄プラザ代表取締役社長	同上
佐	藤	啓	訶	株式会社海の中道海洋生態科学館代表取締役社長	同上
廣	瀬		幸	株式会社ポータル取締役	同上
藤	本	淳	_	九州電力株式会社人材活性化本部部長(人材開発·安全推進担当)	同上
松	岡	嘉	彦	福岡県経営者協会専務理事	同上
Ш	嶋	四	郎	同志社大学法学部教授	前公益委員
浅	Щ	卓	可	U A ゼンセン福岡県支部支部長	前労働者委員
上	田	静	生	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	同上
品	Л	浩		新日本製鐵八幡労働組合組合長	同上
石	村	_	枝	株式会社石村萬盛堂専務取締役	前使用者委員
鈴	木	勝	韶	株式会社安川電機社友	同上
福	Щ	良		株式会社ムーンスター人事部長	同上
高	橋		敬	福岡県福祉労働部長	
家	守	良	明	福岡県福祉労働部労働局長	
竹	野	佑	喜	福岡県福祉労働部労働局労働政策課長	
小	宮	信	義	福岡県労働委員会事務局長	
谷	本	拓	也	福岡県労働委員会事務局次長兼調整課長	
伊	積	浩	稔	福岡県労働委員会事務局審査課長	
土	井	善	博	福岡県労働組合総連合副議長	学識経験者